

令和2年4月24日

令和2年第1回神奈川県議会臨時会

総務政策常任委員会資料

(令和2年4月24日付託分)

総 務 局

目 次

ページ

令和2年度4月補正予算

- 1 内定取消者等の緊急雇用について【総務局関係】 1
- 2 予備費について【総務局関係】 2

議案（条例その他）

- 3 神奈川県県税条例の一部を改正する条例（専決処分）の概要 3

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 総務局

1 内定取消者等の緊急雇用について【総務局関係】

2款 総務費 6項 総務管理費

会計年度任用職員報酬等

(1) 目的

採用内定を取り消された方や職を失った方を対象に、生活費を得ながら新たな就職活動ができるよう、緊急雇用を実施する。

(2) 内容

県の非常勤職員として104人の緊急雇用を実施する。

(3) 予算額 291,200千円

2 予備費について【総務局関係】

15款 予備費 1項 予備費

予備費

- (1) 目的
緊急的な対応が必要となった場合に備える。
- (2) 内容
予備費を追加計上する。
- (3) 予算額 2,000,000千円

3 神奈川県県税条例の一部を改正する条例（専決処分）の概要

(1) 改正の趣旨

「地方税法等の一部を改正する法律」（令和2年3月31日公布、一部の規定を除き同年4月1日施行）の施行に伴い、法人事業税の税率に関する規定等の改正について、急施を要し専決処分したので、承認を求めるものである。

(2) 改正の内容

ア 法人事業税の収入金額課税の見直しに伴う改正

電気供給業のうち発電・小売事業に係る法人事業税について、その課税方式が見直されたことに伴い、同税の税率に関する規定及び超過課税措置に関する規定等について、所要の改正を行った。（第17条及び第18条並びに附則第15項、第20項、第21項、第23項及び第25項関係）

イ ゴルフ場利用税の税率の特例措置に関する改正

国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手が当該競技の公式練習を行う場合のゴルフ場の利用について、ゴルフ場利用税が非課税とされたことに伴い、税率の特例措置に関する規定を削除した。（第29条関係）

ウ その他所要の規定の整備を行った。（附則第33項関係）

(3) 施行期日

令和2年4月1日

(4) 専決処分年月日

令和2年3月30日